平成２５年第２回川本町議会定例会会議録

（第１日目）平成２５年　６月１４日　　午前９時３０分開議

議　長	おはようございます。 本日、平成２５年第２回定例会が招集されましたところ、ご多忙の中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。 ただいまの出席議員数は８名であります。 定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。
々	なお、お知らせしておきますが、執行部の会計室、城納会計管理者より欠席届が提出されておりますので、ご報告致します。
々	これより、平成２５年第２回川本町議会定例会を開会致します。 ただちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。
々	日程第１、「会議録署名議員の指名」を行ないます。 今定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、議長において、８番圓山議員、１番高良議員を指名致します。
々	日程第２、「会期の決定」の件を議題と致します。 本定例会の会期は、あらかじめ、議会運営委員会において協議されております。 その結果につきましては、お手元に配付しております「審議予定表（案）」のとおり、本日１４日から１９日までの６日間とし、本日は諸般の報告、町長の行政報告、議案の提案及び提案理由の説明、全体審議の質疑までを行ないます。
々	本会議終了後、引き続いて全員協議会を行う予定としております。 全員協議会終了後、総務教民常任委員会を開く予定と致しております。 常任委員会終了後、議会運営委員会を行う予定としております。
々	１７日は、休会と致します。
々	１８日は、午前９時３０分より一般質問を行います。 一般質問終了後、議会運営委員会を行う予定と致しております。
々	最終日の１９日は、午前９時３０分より本会議を開いて、全体審議で討論を行い、採決となります。

議　長　　以上、この予定表（案）のとおり、決定することに、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

々　　異議なしと認めます。

々　　よって、本定例会の会期は、本日１４日から１９日までの６日間とすることに決定致しました。

々　　なお、一般質問の通告は、本日の午後１時までとしておりますので申し上げておきます。

々　　日程第３、「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配布しております「議長報告、議員派遣の件」のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で議長報告を終わります。

々　　以上で、「諸般の報告」を終わります。

々　　日程第４、「町長行政報告」を行います。番外三宅町長。

番外三宅町長　　皆様、おはようございます。平成２５年第２回定例町議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

平素は町政の運営につきまして、町民の皆様をはじめ、町議会議員の皆様に、ご指導、ご協力をいただいておりますことを厚くお礼申し上げます。

今年は、梅雨入りが例年より早く宣言されたところでございますが、雨がほとんど降らない状況が続いており、農業用水の不足によりまして農作物の被害が心配されているところであります。

開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして諸般の事項についてご報告申し上げます。

々　　最初に国内外の動向について、であります。

安倍内閣によるデフレ経済の克服を掲げた「アベノミクス」により景気回復の流れにありますが、地方経済は円安による原油価格等の高騰でその実感がありません。３本目の矢である成長戦略により地方が実感できる実体経済の向きを期待しているところであります。また、ＴＰＰへの交渉参加は農林業・農村に多大な影響が懸念される一方で、政府は農業・農村所得倍増１０カ年戦略を打ち出しており、その動向を注視して参ります。

番外
三宅町長

このような状況の中、本町と致しましては、平成２４年度からの繰越予算の総額は、国の緊急経済対策に呼応した１億９千万円余りとなっており、切れ目のない経済対策を行うとともに、「第５次川本町総合計画」によります「つながりとぬくもりの中で豊かに暮らせるまち」を目指し、産業の振興、基盤整備、生活環境の整備、保健・医療・福祉の充実、教育・文化の充実、協働のまちづくりに務めて参ります。

々

こうした、まちづくりを総合的・一体的に推進するために、課の垣根を越えた横断的な組織として、５月１日付けで、町の将来を担う中堅職員を、「まちづくり推進プロジェクトチーム」として任命し、協議を開始しました。

定住支援や子育て支援など、町全体で取り組む事業について検討し、事業を強力に推進して参りたいと考えております。

々

また、昨年度、邑智郡３町の若手職員を中心に組織し、県など関係機関と共に協議を進めてきました「ぐんぐんぐんおおち」につきましては、今年度も引き続き、邑智郡として連携して解決すべき課題について協議を進めていく事とされました。昨年度、提案された取組について協議を継続し、具体的な事業化に向けた検討を行う事とされております。

々

ここで、職員給与について申し上げます。

本年１月、国より地方公共団体に対し、国家公務員の給与削減措置に準じて、地方公務員給与を削減するよう要請がありました。

これに対して地方側からは、国の一方的な要請は適切でないとの意見が多く出され、国との間で種々やりとりがありました。その結果、国としても、減額期間の短縮や減額方法の弾力化など一定の調整を行う事になりました。

町としては、こうした状況や県の対応等を総合的に勘案し、次のように対応する事と致しました。

まず、一般職の職員の給与につきまして、本年７月から来年３月までの９ヶ月間、臨時特例的に給料月額を国家公務員の特例減額後の水準並みに減額する事と致します。また、常勤の特別職の給与につきましても、同じ期間中、減額する事と致しました。

これらの給与減額を実施するための条例案を今議会に提出致しました。

々

平成２４年度の予算執行は、５月３１日をもって出納を閉鎖致しましたので、決算見込額についてご報告申し上げます。

事業成果や決算数値など詳細につきましては、９月定例会において、改めてご報告する事とし、今回は決算見込額の概要についてご説明させていただきます。

々

初めに、一般会計の決算見込みについてであります。

番外
三宅町長

歳入３４億９，０５１万８千円に対しまして、歳出３４億１，２０１万６千円となり、差引であります形式収支が７，８５０万２千円となっております。このうち、国の緊急経済対策として創設された「地域の元気臨時交付金」を活用した、簡易水道再編推進事業、農業基盤整備促進事業等の翌年度への繰越財源６９１万２千円を引いた７，１５９万円が、実質的な余剰金として２５年度への繰越金となると見込んでおります。

なお、２４年度末の基金残高は１６億１，２４１万３千円で地方債残高は３６億８，７２１万３千円となる見込みであります。

特別会計の決算見込みにつきましては、国民健康保険特別会計で３２３万７千円、簡易水道特別会計で５６３万８千円、後期高齢者医療特別会計で７千円の余剰金が見込まれております。

このほか、住宅新築資金、農業集落排水処理事業の特別会計では、歳入歳出差引ゼロとなっております。

々

それでは、町行政の主な動きにつきまして順次ご報告申し上げます。

々

まず、「特色を活かした活力あふれる産業のまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、農業振興について申し上げます。

「農業者戸別所得補償制度」として実施されてきました制度が、平成２５年度からは「経営所得安定対策交付金」と名称を変えて実施されます。

５月２２日、２３日の両日に町内２会場でこの交付申請の受付を行いました。

制度の円滑な実施に向けて、川本町地域農業再生協議会が主体となって、関係機関と連携を図りながら推進して参ります。

国の公的法人制度改革に伴い、財団法人 川本町農業公社が目指しておりました公益財団法人への移行については、平成２５年２月に県から認可されました。

また、本年４月から、導入した自動移植機並び脱穀機のエゴマ生産農家への貸し出しを開始するなど、新制度に基づく公益財団法人として、新たにスタートした川本町農業公社と一層連携して、地域農業の振興に努めて参ります。

々

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

近年、サル・イノシシ等による被害に加えて、ヌートリアやアライグマ等の特定外来生物による被害も散見されるようになりました。特定外来生物は意図的に国内に持ち込まれたものが繁殖して拡大したもので、早い段階での防除対策が必要となります。

通常、鳥獣の捕獲に関しては鳥獣保護法の下、捕獲許可を得て実施する必要がありますが、特定外来種に限っては、狩猟免許が無くても特定講習を受

番外
三宅町長

講することで箱罠による捕獲が可能となります。

本町におきましても、早期の防除対策のため、県に依頼して講習会を開催し、多くの方による捕獲を目指しております。

また、平成２５年度から３年間に限り緊急対策交付金により、イノシシ、サル、鹿の捕獲奨励補助金に８，０００円を上乗せをする事とし、今定例会に提案しておりますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

々

次に、観光振興について申し上げます。

夏の一大イベント「ええなぁまつり　かわもと」を７月２７日（土曜日）に開催致します。江の川名物の花火大会や、昨年、本町の応援大使として委嘱した「ことのは」の出演や楽しいステージを多数揃え、多くの集客を図って参ります。

実施にあたりましては、警察、消防署、消防団や関係者等と連携して万全の安全対策を講じます。

また､産業振興課内に設置し職員が兼務していました観光協会の事務局を、商工会へ移管し、集落支援員制度を活用した観光振興支援員として専門職員１名を配置し、観光振興体制を強化して参ります。

々

続いて､「便利で快適に暮らせる基盤が整うまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、道路整備について申し上げます。

県事業の一般県道川本大家線改良工事（社会資本整備総合交付金）につきましては、平成２４年度繰越予算により、谷戸イズモコバイモ群生地から三俣堀割（ほりわり）区間のバイパス工事の内、三俣側から切土（きりど）、盛土（もりど）工事及び橋梁工事が発注され、工事が行われています。

また、谷戸町営住宅付近の河川切り替え及び道路拡幅工事も今年度、発注される予定となっております。

々

次に、簡易水道について申し上げます。

簡易水道再編推進事業並びに地域の元気臨時交付金を活用し、各水道施設の稼働状況等を役場庁舎で集中監視できる、遠方監視システムを町のＦＴＴＨ網を利用して整備する事としており、実施設計業務を５月に発注したところであります。

今後、実施設計業務完了後、９月中にはシステム整備工事の発注を行い、水道施設管理の一体化を図って参ります。

々

続いて､「安心して暮らしやすい生活環境のまち」に関する動きについてであります。

番外
三宅町長

はじめに、三江線活性化について申し上げます。
三江線については、沿線６市町をはじめ、関係各期間の連携の基、活性化に取り組んでいるところであります。
５月２５日には三江線活性化協議会等の主催により、「三江線利用促進・活性化フォーラムｉｎ川本」が開催され、沿線市町の住民の方や関係者をはじめ多くの皆さんに参加いただき、利用促進や活性化への思いを強くしたところであります。
今後も利用促進に向けた取り組みを一層強化していく事としております。

々

次に、交通対策について申し上げます。
昨年度まで試験運行しておりました、デマンド型乗合タクシーにつきましては、４月から川本北地区のほか、新たに中倉地区を加え、本格運行に移行致しました。
また、今年度、新たに取り掛かりました「地域公共交通計画」の策定に向けて、今後アンケート調査や聞き取り調査等を予定しており、これらを踏まえながら、既存の交通手段を一体的に捉えるとともに、ＪＲ三江線や石見交通との接続性も意識した、本町ならではの交通体系を考えていくこととしております。

々

次に、ごみの減量化・分別について申し上げます。
平成２４年度の笹畑クリーンセンターへのごみ搬入量は４，７９２ｔで、前年度に比べ１２０ｔの増となっています。
このうち、本町分は、１，１０６ｔで、前年度に比べ、３１ｔ、２．８％の減となっており、特に可燃ごみが４６ｔ減少しております。
ごみの再生利用率は年々増加し、まだ多くの分別可能な資源ごみが見受けられます。引き続き、分別の徹底を呼びかけ、処理コストの削減と資源活用による循環型社会の構築を図り、地球温暖化対策を推進して参ります。

々

続いて、「みんなが健康で安心にいきいきと暮らせるまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、子育て支援について申し上げます。
子育て家庭の経済的負担を軽減するため、これまで実施していました乳幼児等医療助成制度に加え、平成２５年５月から小学校から中学校卒業までの児童生徒について、医療費の助成を行う子供医療制度を開始しました。５月末現在で、２０７名の対象児童生徒の内１９９名に対して医療証を交付したところです。
また、第２子の保育料の無料化につきましても、５月末現在で２９名の園児の保育料無料化を実施しております。

番外　次に、国民健康保険について申し上げます。

三宅町長　医療費につきましては、依然として高い状況が続いており、平成２４年度決算では基金の取り崩し額を７，１００万円と見込んでいましたが、国等からの補助金が見込みより多く交付されたことや医療費が減少したことにより、決算では１，９００万円の取り崩しにとどまる見込みとなりました。

しかしながら、平成２４年度医療費の速報値によりますと、被保険者一人当たりの医療費は、依然として県内で一番高い状況が続いております。

医療費の抑制に向けて、特定健診の受診率向上による疾病の早期発見、早期治療対策及び効果的な保健指導推進に努めて参ります。

なお、医療費の高騰に対応し保険税負担の均衡を保つため、国民健康保険税率の改定を、今定例会に提案しておりますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

々　次に、障がい者福祉について申し上げます。

社会福祉法人わかば会（美郷町）が因原地内に建設していた、障害者ケアホーム・グループホーム「さつき」につきましては、４月２２日に竣工式が行われ、５月から入所者の受入が開始されました。現在、本町から２名の方が入所されております。

今後は、障がい者の自立促進や、人口の増加、雇用の創出にもつながり、地域経済の活性化にも寄与していただけるものと確信しております。

々　続いて、「夢や希望をはぐくむ教育・文化のまち」に関する動きについてであります。

々　はじめに、学校教育について申し上げます。

４月９日に小学校及び中学校の入学式が行われました。

小学校では２６人の新入生を迎え、全校児童数は１３９人、８学級、中学校では２１人の新入生を迎え全校生徒は６７人、５学級となっております。

第５次総合計画では、小中一貫教育のビジョンを策定する事としており、町の宝である子ども達が義務教育で過ごす９年間の学級集団づくりに視点をおき、より良いビジョンの策定に努めて参ります。

々　次に、学校給食センター建設について申し上げます。

現在、学校給食センターの建設事業を計画に沿って遂行しているところです。

設計段階における入札方式を「総合評価落札方式」として、食の安全に対する基準や地域に即した食材の取り扱いなどを調査する事により、より良い施設整備を図って参ります。

番外　次に、スクールソーシャルワーカーについて申し上げます。

三宅町長　今年度から、要保護等の問題を抱える児童生徒への対応として、スクールソーシャルワーカーを配置しております。
スクールソーシャルワーカーは、社会福祉に関する専門的知識を有する専門員で、学校関係者の対応だけでは困難な児童生徒の置かれた環境への働き掛けや、関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法で問題解決を図る人材であります。
本事業の活用により、関係機関との連携を強化し問題解決力の向上を目指して参ります。

々　続いて、「人と人が支え合う協働のまち」に関する動きについてであります。

々　はじめに、島根中央高校魅力化について申し上げます。
島根中央高校の魅力づくりのため、魅力化コーディネーターを配置すると共に、学校や部活動の紹介パンフレットの作成など、取り組みを強化しているところであります。
郡内からの入学生確保は勿論、郡外や県外からの入学生確保に向け、その魅力の紹介を県内外の中学校や塾へ行っていきます。
また、部活動に特化した学校紹介も引き続き取り組んでおります。この様な取り組みから、より多くの学生確保につなげていきたいと考えております。

々　次に、定住対策について申し上げます。
地域情報の新たな発信手法について、検討を重ねて参りましたが、携帯端末のスマートフォンなどで利用が拡がっているフェイスブックを活用した、タイムリーな情報発信を、４月から本格化致しました。
加えて、川本町応援大使へ依頼したり、東京・関西・広島をはじめとする川本会へ呼び掛けるなど、様々な手法を織り交ぜながら情報発信を強化する事により、交流や定住人口の増加、ひいては地域活性化に繋がるものと期待しております。

々　次に、集落対策について申し上げます。
これからの集落づくりについて考えるため、まちづくり講演会「ブータンから川本へのメッセージ」を開催しました。川本町応援大使でもある渡部秀樹さんのお話しから、本町の良さを再発見し、これからの地域づくりを考える事が出来ました。今後は、各集落ごとの取り組みも進めて参りたいと考えております。

々　今定例会に提案しました案件は、条例案件９件、予算案件７件、その他案件１件であります。
後ほど、担当課長から、これらの説明をさせますので、慎重なご審議をい

番外 三宅町長	ただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。
議　長	以上で、「町長行政報告」を終わります。
々	お諮り致します。 この際、日程第５「議案第４１号、議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第２１「議案第５７号、専決処分の承認を求めることについて《損害賠償の額を定めることについて》」までを、一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
々	異議なしと認めます。 よって、そのように決定致しました。
々	執行部から提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略致します。
々	それでは、執行部から提案理由の説明を求めます。
々	日程第５「議案第４１号」から、日程第９「議案第４５号」について説明を求めます。 番外木村総務財政課長。
番外木村総 務財政課長	それでは、「議案第４１号」について、ご説明を致します。 本議案は、「議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、であります。 ２ページ目をお開き下さい。 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法令の整備に関する法律が、平成２４年６月２７日に公布されました。この法律により、地方公務員災害補償法が改正された事により、所要の改正を行いものであります。改正の内容でありますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「第５条第１０項」が削除され、同条中「第１２項」が「第１１項」とされた事に伴い、本条例の「第５条第１２項」を「第５条第１１項」に改めるものでございます。 附則としましては、この条例は、平成２６年４月１日から施行するものであります。 以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

番外木村総務財政課長　次に、「議案第４２号」について、ご説明を申し上げます。

本議案は、「消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」、であります。

２ページ目をお開き下さい。

この議案も「議案第４１号」と同じでありまして、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備が、平成２４年６月２７日に公布されました。

この公布により、地方公務員災害保障法が改正された事によりまして、所要の改正をするものでございます。これも内容も一緒でございますが、改正の内容としましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「第５条第１０項」が削除され、同条中「第１２項」が「第１１項」とされた事に伴いまして、本条例の「第５条第１２項」を「第５条第１１項」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成２６年４月１日から施行するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

々　次に、「議案第４３号」について、ご説明を申し上げます。

本議案は、「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、であります。

２ページ目をお開き下さい。

この改正は、一般職の給与について臨時特例的に給与月額を国家公務員の特例減額後の水準並みに減額する事に伴い、町長及び副町長の給与月額を平成２５年７月１日から平成２６年３月３１日までの９ヶ月間、５パーセント減額するものでございます。

附則としまして、この条例は、平成２５年７月１日から施行するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

々　次に、「議案第４４号」について、ご説明を申し上げます。

本議案は、「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、であります。

２ページ目をお開き下さい。

この改正は、一般職の給与について臨時特例的に給与月額を国家公務員の特例減額後の水準並みに減額する事に伴い、教育長の給料月額を平成２５年７月１日から平成２６年３月３１日までの９ヶ月間、５パーセント減額するものであります。

附則としまして、この条例は、平成２５年７月１日から施行するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

番外木村総務財政課長	次に、「議案第４５号」について、ご説明を申し上げます。 本議案は、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、であります。 これも２ページ目をお開き下さい。 この改正は、臨時特例的に給与月額を国家公務員の特例減額後の水準並みに減額するものでありまして、一般職の職員の給与月額を平成２５年７月１日から平成２６年３月３１日までの９ヶ月間、２パーセントから６．５パーセントの間で減額するものであります。 附則としまして、この条例は、平成２５年７月１日から施行するものであります。 以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議　長	続いて、日程第１０「議案第４６号」について説明を求めます。 番外釿町民生活課長。
番外釿町民生活課長	失礼します。それでは、「議案第４６号」について説明を致します。 本議案は、「川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、であります。 それでは４ページをお開きいただきたいと思います。 説明資料でございますが、改正理由と致しまして、医療費の高騰による財源不足を補うため、国民健康保険税の税率を改定するものでございます。 それには、一人当たりの調定額と致しまして、前年度に比べまして平均６．３％の増額を見込んでおります。 改正の内容と致しましては、所得割で医療費給付費分につきまして０．５％増の８．４％。それから後期高齢者支援金分につきましては、０．５％増の３．５％。介護納付金課税額につきましては０．８％増の３．５％という増額になっております。 それから一番最後の下の、一人当たり国民健康保険税の県内の比較でございますが、ここに県内の市町村別の順位表、それからその横に川本町の一人当たりの保険税額の変化について、お示しをしております。この表でいきますと平成２４年度が川本町が６９，７２４円の税額でございます。それからこれは今の県内でいきますと１２番目。それから県内の市町村の平均としまして８０，６１０円でございますが、本町は６９，７２４円でございます。このものを２５年度は６．３％増額によりまして約４，９００円ばかりの増額になると思いますが、７４，１０３円になるという見込みでございます。 附則と致しまして、この条例は公布の日から施行するという事になっております。 以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議　長	続いて、日程第１１「議案第４７号」について説明を求めます。

議　長	番外木村総務財政課長。
番外木村総務財政課長	それでは、「議案第４７号」についてご説明を申し上げます。 本議案は、地方自治法第１７９条の第１項の規程に基づきまして、専決処分の承認を求めるものでございます。専決処分の事項としまして、「平成２４年度川本町一般会計補正予算（第７号)」で、ございます。 専決処分の日は、平成２５年３月３１日でございます。 次のページをお開き下さい。 歳入歳出の補正でございまして、歳入歳出それぞれ４７，２１９千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ３，６２１，７４１千円とするものでございます。 ２３ページをお開き下さい。 歳出でありますが、今回の補正につきましては各事業等の確定に伴うものでございまして、地方交付税の増に伴います減債基金等への積立金等の増加及び各事業の確定に伴う減額であります。 ２２ページにお戻り下さい。 歳入でございますが、地方交付税の増、特に特別交付税が予想に比べて増加したものでございます。 それから国庫支出金につきましては、生活保護費負担金及び簡易水道事業への地域の元気臨時交付金の減額であります。 次に、町債ですが、２４ページをお開き下さい。２４ページですが事業が確定をしたために、それぞれ増額増減をしております。補正予算債として取り組んでおりましたものでございますが、これは事業の確定により辺地債及び農道保全対策債等に組み換えたものでございます。これによりまして今年度の起債発行額は３３４，５００千円となる見込みでございます。 次に基金の状況でありますが、事業が確定をしたため、その他特定目的基金の雇用創出基金及びふるさと思いやり基金の取り崩しを取り止め、財政調整基金及び減債基金等に積み立てるものであります。 この結果、今年度の基金末残高見込みは１，６４２，４２３千円となる見込みでございます。 それから２３ページをご覧下さい。 下段の方でございますが、「第２表 繰越明許費」の関係でございます。民生費の障害者グループホーム整備事業３，２００千円は、因原地区に建設をされました障害者グループホームの付帯工事を繰り越すものでございます。それから農林水産業費、弥山荘改修整備事業費３，６１２千円は揚湯ポンプ設置工事を繰り越すものでございます。 以上、ご承認のほどよろしくお願い致します。
議　長	続いて、日程第１２「議案第４８号」について説明を求めます。 番外長田健康福祉課長。

番外長田健康福祉課長	それでは、「議案第４８号」について、ご説明申し上げます。 この議案は、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により議会の承認を求めるものでございます。 　専決処分の事項につきましては、「平成２４年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）」、でございます。専決処分年月日は平成２５年３月３１日でございます。 　次のページをご覧下さい。 　今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、２９，０００千円を減額し、予算総額を５７６，１１７千円とするものでございます。 　内容につきましては、医療費の支出、国・県の負担金、補助金の収入額の確定に伴う減額でございますが、最後のページに資料を付けておりますので、そちらをご覧下さい。 　まず、歳出の主なものと致しまして、保険給付費の中の療養諸費をで一般被保険者療養が１７，０００千円の減額。一般保険者の高額療養費が１，０００千円の減額となっております。 　共同事業拠出金の中の高額医療費共同事業医療費拠出金が２，８００千円の減額。保険財政共同安定化事業拠出金が４，５００千円の減額となっております。 　保健施設費の中の特定健康診査等事業費が１，８００千円の減額となっており、合計致しまして２９，０００千円の減額となっております。 　続きまして、歳入の主なものと致しまして、一ヶ月あたりの医療費が高かった年末までの実績により算定される国の普通調整交付金は２３，４２９千円の増額。年末までの医療費により１月から２月の医療費を見込みで交付される療養給付費交付金は１１，５９７千円の増となっております。 　一方、年明けからの医療費が低く推移した事により、国の療養給付費負担金が６，２４１千円の減。県の普通調整交付金が１２，５４１千円の減額となりました。 　また、基金繰入金に付きましては、医療費の高騰が予想されたため、予算では７１，６７２千円を取り崩す事としておりましたが、結果的に医療費が予想より低く推移したため取り崩し額が５２，４０１千円の減額となりました。歳入につきましては以上のとおりで合計して２９，０００千円の減額となります。 　この結果、国保基金が枯渇するとのご心配をお掛けしておりましたが、平成２４年度末現在で５３，６９２千円の基金が残る見込みとなりました。 　以上でございますので、ご承認のほどよろしくお願い致します。
議　長	続いて、日程第１３「議案第４９号」について説明を求めます。 番外森川地域整備課長。
番外森川地	それでは、「議案第４９号」について、ご説明申し上げます。

域整備課長	本議案は、地方公務員法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により議会の承認を求めるものでございます。専決処分の事項は、「平成２４年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）」でございます。 専決処分年月日は平成２５年３月３１日でございます。 次のページをお開き下さい。 今回の補正予算は、歳入予算の組み換えによりまして起債の額を補正するものでございます。 続きまして最終ページ、ページ番号５ページのところに予算説明資料を付けておりますのでお開き下さい。 内容についてご説明申し上げます。今回の補正で一般会計繰入金を９，２００千円減額し、町債を９，２００千円増額する歳入予算の組み替えを行っております。組み替えをしました理由としましては、県に起債申請をしましたところ県の方から県全体の過疎債総額を調整する中で、川本町の起債額の増額をお願いしたいとの依頼がございました。それによりまして起債額を増額するものでございます。一般会計繰入金の減額は簡易水道再編推進事業に係る元気臨時交付金充当分ですが、この減額した９，２００千円につきましては、平成２５年度に歳入予定となっておりますので、この事業で予定していた元気臨時交付金７２，０００千円が減額されるものではございません。よって一般会計からの建設改良費繰入金として元気臨時交付金を９，２００千円減額し６２，８００千円と致します。 町債と致しましては簡易水道事業債を６００千円、過疎対策事業債を８，６００千円増額するものでございます。 これによりまして簡易水道事業に係る起債の額を１２８，７００千円から１３７，９００千円に補正するものでございます。 以上、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。
議　長	続いて、日程第１４「議案第５０号」について説明を求めます。 番外木村総務財政課長。
番外木村総務財政課長	それでは、「議案第５０号」につきまして、ご説明を申し上げます。 本議案は、「平成２５年度川本町一般会計補正予算（第２号）」で、歳入歳出それぞれ８，３０４千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ３，５６７，２４０千円とするものでございます。 １６ページをお開き下さい。 まず歳出でありますが、今回の補正は職員の人事異動及び給与減額等に伴う職員給与費が主なものでございます。 それでは総務費、八幡集会所屋根棟瓦の修繕工事６８５千円につきましては、八幡集会所の屋根の棟瓦が破損し雨漏りがするために修繕をするものでございます。

番外木村総務財政課長　それから民生費、新子ども・子育て支援事業計画策定事業費２，６２５千円につきましては、子ども・子育て３法により市町村において地域のニーズに基づいた事業計画を策定するためのアンケート調査等を行うものでございます。

続きまして、農林水産業費、野猿等の捕獲奨励補助金１，０００千円につきましては、国の補正予算により集中的な捕獲活動により野生鳥獣の個体数を抑制するためイノシシ・サル・ニホンジカに対しまして、現在の捕獲奨励金に上乗せを行うものでございます。

それから教育費のスクールソーシャルワーカー活用事業５５０千円につきましては、不登校や児童虐待など、生徒指導上の課題に対応するため社会福祉などの専門知識、技術のあるスクールソーシャルワーカーを配置し、小中学校の児童、生徒への家庭訪問などの支援を行うものでございます。

歳入についてでございますが、県支出金、新子ども・子育て支援制度事業補助金２，６３３千円。それから鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金１，０００千円、及びスクールソーシャルワーカー活用事業補助金は１０分の１０の補助でございます。

次に、基金の状況でありますが１７ページをお開き下さい。

その他特定目的基金の公共施設維持管理基金６８５千円につきましては、先ほどの八幡集会所の改修工事でございます。

それから財源不足としまして、財政調整基金２，８００千円を取り崩すものでございます。

この結果、今年度末の基金残高見込額は１，５１１，６３９千円となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議　長　続いて、日程第１５「議案第５１号」について説明を求めます。

番外長田健康福祉課長。

番外長田健康福祉課長　「議案第５１号、平成２５年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」について、ご説明申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出の予算総額に、それぞれ４，０２１千円を追加し、予算総額を５８７，５３０千円とするものでございます。

内容につきましては、最後のページに資料を付けておりますのでそちらをご覧下さい。

今回の補正は４月１日付けの人事異動に伴う職員の人件費の補正でございます。

歳出では総務費で４，０２０千円の増、歳入では一般会計繰入金が４，０２０千円の増となっております。

以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議　長　｜　続いて、日程第１６「議案第５２号」について説明を求めます。
番外森川地域整備課長。

番外森川地域整備課長　｜　それでは、「議案第５２号、平成２５年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号)」について、ご説明申し上げます。
歳入歳出予算の補正と致しましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２，９７４千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ２３８，４２７千円とするものでございます。
内容につきましては最終ページ、ページ番号８ページのところに予算説明資料を付けておりますのでご覧下さい。
今回の補正は４月１日付けの人事異動によりまして、職員の人件費の減額をするものでございます。
まず歳出でございますが、給料、職員手当、共済費の合計２，９７４千円の減額でございます。これに伴い歳入でございますが、財源としておりました水道事業基金繰入金を同額の２,９７４千円を減額するものでございます。
以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議　長　｜　続いて、日程第１７「議案第５３号」について説明を求めます。
番外木村総務財政課長。

番外木村総務財政課長　｜　それでは、「議案第５３号」について、ご説明を申し上げます。
本議案は、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づきまして、専決処分の承認を求めるものでございます。
専決処分の事項としましては、「川本町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」、でございます。
専決処分の日は、平成２５年３月３１日でございます。
４ページをお開き下さい。
川本町課設置条例の一部につきましては、３月議会におきまして所要の改正を行ったところでございますが、事務事業等の異動に伴い今回改正を行うものでございます。
まず、「まちづくり推進課」の「行財政改革の推進に関すること」、それから「地方分権の推進に関すること」、それから「統計に関すること」、この３つの事業につきまして「総務財政課」へ移動するものでございます。
また、「まちづくり推進課」に「地域公共交通に関すること」、「地域情報に関すること」、「島根中央高校支援に関すること」を追加するものでございます。
附則としまして、この条例は、平成２５年４月１日から施行するものでございます。
以上、ご承認のほどよろしくお願い致します。

議　長	続いて、日程第１８「議案第５４号」から、日程第１９「議案第５５号」について説明を求めます。 番外鉅町民生活課長。
番外鉅町民生活課長	それでは、「議案第５４号」についてご説明致します。 本議案は、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分をしたものでございます。同条第３項の規定により議会の承認を求めるものでございます。 専決処分事項は、「川本町税条例の一部を改正する条例の制定について」、であります。 専決処分年月日は、平成２５年３月３１日でございます。 それでは１０ページをお開きいただきたいと思います。 専決処分の理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成２５年３月３０日に公布されたことに伴い、川本町税条例の一部を改正する必要から専決処分をしたものでございます。 なお、この条例は、平成２５年４月１日から施行するものでございます。 それでは改正の概要でございますが、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を居住年が平成２９年度であるものまで４年間延長するとともに、このうち平成２６年４月から平成２９年１２月までの間に入居した場合の控除限度額を拡充したものでございます。 それから、東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失をして居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者の相続人が、当該家屋の敷地を譲渡した場合に、当該相続人が当該家屋を被相続人が取得をしていた日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例を受けられることとなりました。 それから、固定資産税につきましては、独立行政法人森林総合研究所に関する事業に関する土地についての納税義務者の特例措置及び非課税措置を廃止したものでございます。 その他と致しまして、市中金利が低下していること等を踏まえ、国税の見直しに合わせ、延滞金及び還付加算金の割合の見直しを行うこととしたものでございます。 以上、ご承認のほどよろしくお願いを致します。
々	続きまして、「議案第５５号」についてご説明を致します。 この議案は、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分を致しましたので、同条第３項の規定により議会の承認を求めるものでございます。 専決処分事項は、「川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、でございます。

番外釼町民生活課長　専決処分年月日は、平成２５年３月３１日でございます。
それでは５ページをお開き下さい。
専決処分の理由と致しまして、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成２５年３月３０日にそれぞれ公布されたことに伴い、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する必要から専決処分をしたものでございます。
なお、この条例は、平成２４年４月１日から施行するものでございます。
改正の概要と致しましては、特定世帯と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯に対して世帯別平等割額を２分の１軽減する措置に加え、特定継続世帯においても世帯別平等割額を４分の１軽減する措置を講ずることとしたものでございます。
以上、ご承認のほどよろしくお願い致します。

議　長　続いて、日程第２０「議案第５６号」について説明を求めます。
番外木村総務財政課長。

番外木村総務財政課長　それでは、「議案第５６号」についてご説明を申し上げます。
本議案は、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づきまして、専決処分の承認を求めるものでございます。
専決処分の事項としましては、「平成２５年度川本町一般会計補正予算（第１号）」、でございます。
専決処分年月日は、平成２５年５月１５日でございます。
次のページをお開き下さい。
歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ２，３１０千円追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ３，５５８，９３６千円とするものでございます。
７ページをお開き下さい。
この補正につきましては、平成２４年度国の補正予算によるものでございます。目的としましては、経営体の育成・確保を図るため、経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化に向けて取り組む際に必要となる、農業用機械などの導入を支援するものでございます。
今回の国の補正は、平成２５年度の作付けに対して行われるものでございまして、作付けに間に合わすために５月末までに機械の購入が必要となったものであります。
以上、ご承認のほどよろしくお願い致します。

議　長　続いて、日程第２１「議案第５７号」について説明を求めます。
番外森川地域整備課長。

番外森川地　それでは、「議案第５７号」についてご説明申し上げます。

域整備課長　　本議案は、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分を行いましたので､同条第３項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

専決処分事項は、「損害賠償の額を定める事について」、でございます。

専決処分年月日は、平成２５年５月２８日でございます。

次のページをお開き下さい。

町道の管理に起因して自動車破損事故が発生しました。その自動車破損修理に係る損害賠償の額が確定し、専決処分をしたものでございます。

事故の相手方は、邑南共同生コン株式会社でございます。

事故の概要でございますが、平成２５年５月８日午前１１時５５分ごろ、町道馬野原祖式線におきまして、邑南共同生コン株式会社の生コン車が走行中、横断溝の鋼製蓋、いわゆるグレーチングと呼ばれている物ですが、生コン車の左前輪でそのグレーチングを跳ね上げ、劣化により破断したグレーチングの一部が給油タンク刺さり損傷を致しました。

場所に付きましては、次のページの地図をご覧下さい。

大邑農道と馬野原祖式線の交点から馬野原側へ約３００メートルの所でございます。今回の事故は町道の管理に起因して発生した自動車破損事故でありますので、車輌修理費全額の８３，４７５円を町が支払うものでございます。

なお、この修理につきましては町が加入しております保険で全額を対応するものでございます。

以上、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議　長　　以上で、「議案第４１号」から「議案第５７号」までの提案理由の説明を終わります。

々　　ここで暫時休憩を致します。

午前１０時５０分より会議を再開致しますので、よろしくお願いを致します。　（午前１０時３８分）

々　　それでは、会議を再会を致します。　（午前１０時５０分）

々　　先ほどの会議の中で発言の訂正の申し出がありますので、これを許可致します。

番外森川地域整備課長。

番外森川地域整備課長　　失礼致します。先ほど「議案第４９号」についてご説明を申し上げましたが、その中で「地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき」というふうにご説明申し上げなければならないところを、「地方公務員法第１７９条」と説明を致しました。「地方自治法」の誤りでございます。

資料の方は「地方自治法」となっておりますが、私の説明が誤っておりま

番外森川地域整備課長　した。たいへん申し訳ございません。訂正をよろしくお願い致します。

議　長　　続いて、資料に訂正が有るそうでございますので、長田健康福祉課長の方から説明をお願いします。
番外長田健康福祉課長。

番外長田健康福祉課長　　それでは先ほど説明致しました「議案第５１号」の川本町国民健康保険の補正予算でございますが、説明資料の中の「歳出」でございますが、歳出の欄の一番上の行でございます。「内容」というところですが「給料、手当、共済費　△５３３千円」というふうに資料の方はなっておりますが、「△５５３千円」の誤りでございます。たいへん申し訳ございませんでした。訂正の方をよろしくお願い致します。

議　長　　それでは次に、日程第２２「選挙管理委員及び補充員の選挙について」の件を議題と致します。

々　　お諮り致します。
　選挙の方法ついては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

々　　異議なしと認めます。よってそのように 「決定」 しました。

々　　お諮りします。
　指名方法については、８番 圓山議員において指名をして頂きたいと思いますが、これにご異議はございませんか。
（「異議なし」の声あり）

々　　異議なしと認めます。よってそのように「決定」を致しました。

々　　それでは、はじめに、選挙管理委員から指名をお願い致します。
　８番圓山議員。

８番圓山議員　　失礼致します。
　選挙管理委員の指名を致します。敬称は省略させていただきます。
委員、日高　萬壽男（ひだかますお）、川本町大字川下１６４７番地８、昭和５年１２月１日生まれ。
委員、光田　モトヱ（みつだもとえ）、川本町大字湯谷７１１番地２、昭和１５年７月１８日生まれ。
委員、森脇　淳宏（もりわきあつひろ）、川本町大字小谷１６８番地、昭和２２年４月２２日生

８番
圓山議員

まれ。
委員、中垣　和夫、川本町大字因原２６９番地、昭和２２年１１月４日生まれ。
　以上、４名を指名致します。

議　長

　お諮り致します
　ただいま、８番圓山議員から指名されました方を「川本町選挙管理委員」の当選人と認めることに、ご異議はございませんか。
（「異議なし」の声あり）

々

　異議なしと認めます。よって、ただいま、指名されました、
日高萬壽男氏、川本町大字川下１６４７番地８、昭和５年１２月１日生まれ。
光田モトヱ氏、川本町大字湯谷７１１番地２、昭和１５年７月１８日生まれ。
森脇淳宏氏、川本町大字小谷１６８番地、昭和２２年４月２２日生まれ。
中垣和夫氏、川本町大字因原２６９番地、昭和２２年１１月４日生まれ。
　以上の方が、「川本町選挙管理委員」に「当選」されました。

々

　続いて、川本町選挙管理委員補充員の指名をお願い致します。
８番圓山議員。

８番
圓山議員

　それでは、川本町選挙管理委員補充員の指名を致します。
補充員、第１順位、石田　悦子、川本町大字川本５５９番地２６、昭和２２年１０月６日生まれ。
補充員、第２順位、日笠　富子、川本町大字川下２１９６番地、昭和２４年４月３０日生まれ。
補充員、第３順位、山口　孝昭、川本町大字三原４３１番地、昭和２５年４月１８日生まれ。
補充員、第４順位、釜田　雄二、川本町大字三原５１５番地、昭和２５年１０月１３日生まれ。
　以上、４名の方を指名します。

議　長

　お諮り致します。
　ただいま、８番圓山議員から指名されました方を「川本町選挙管理委員補充員」の当選人と定めることに、ご異議はございませんか。
（「異議なし」の声あり）

々

　異議なしと認めます。
　よって、ただいま指名されました、補充員、第１順位、石田悦子氏、川本町大字川本５５９番地２６、昭和２２年１０月６日生まれ。
第２順位、日笠富子氏、川本町大字川下２１９６番地、昭和２４年４月３０

議　長	日生まれ。 第３順位、山口孝昭氏、川本町大字三原４３１番地、昭和２５年４月１８日生まれ。 第４順位、釜田雄二氏、川本町大字三原５１５番地、昭和２５年１０月１３日生まれ。
々	以上の方が順位のとおり、「川本町選挙管理委員補充員」に「当選」されました。 よって、選挙管理委員及び補充員につきましては、本人の承諾を得て正式に就任されることになります。
々	続いて、日程第２３「報告第１号、平成２４年度川本町一般会計予算繰越の報告について」から、日程第２５「報告第３号、平成２４年度川本町農業公社事業実績及び決算、平成２５年度事業計画及び予算について」までを、一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
々	異議なしと認めます。 よって、そのように決定致しました。
々	それでは、執行部から報告理由の説明を求めます。
々	日程第２３「報告第１号」について説明を求めます。 番外木村総務財政課長。
番外木村総務財政課長	それでは、「報告第１号」について、ご報告申し上げます。 「報告第１号」につきましては、平成２４年３月定例議会等におきましてご承認をいただきました事業につきまして、平成２４年度川本町一般会計繰越明許費につきまして、繰越計算書のとおり確定しましたので報告するものでございます。次ページをお開き下さい。 まず第３款、民生費、第１項、社会福祉費、事業名としましては、障害者グループホーム整備事業につきましては翌年度繰越額が３，２００千円でございます。 続きまして第４款、衛生費、第１項、保健衛生費、事業名としまして、完水再編推進事業につきましては翌年度繰越額６２，８００千円。 続きまして第６款、農林水産業費、第１項、農業費、事業名としまして、弥山荘改修整備事業は翌年度繰越額３，６１２千円。それから事業名としまして農業基盤整備事業としまして６０，１００千円。 同じく第２項、林業費、事業名としまして林道専用道路設置事業１１，８６５千円でございまして、合計１４１，５７７千円であります。財源内訳と

番外木村総務財政課長	しまして未収入特定財源は国・県の支出金及び分担金を計上しております。以上でございます。
議　長	続いて、日程第２４「報告第２号」について説明を求めます。 番外森川地域整備課長。
番外森川地域整備課長	それでは「報告第２号」について、ご報告申し上げます。 この報告は､平成２４年度川本町簡易水道事業特別会計予算につきまして、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり繰越をしましたのでご報告するものでございます。次のページをお開き下さい。 この繰越明許費につきましては、３月議会第４号補正予算におきましてご説明をさせていただきましたとおり、事業名は簡易水道再編推進事業でございます。事業費は１２０，０００千円で全額翌年度へ繰り越すものでございます。財源内訳と致しましては国庫補助金が４０，０００千円、地方債が１７，２００千円、そしてその他と致しまして元気臨時交付金が６２，８００千円でございます。事業の内容と致しましては町内各水源地の施設稼働状況等を把握するため、役場庁舎を親局とする集中監視システムを町のＦＴＴＨ網を利用して整備するものでございます。現在、実施設計業務を発注しておりまして、実施設計業務が完了後、９月中にはシステム整備工事を発注する予定でございます。 以上、ご報告致します。
議　長	続いて、日程第２５「報告第３号」について説明を求めます。 番外谷川産業振興課長。
番外谷川産業振興課長	それでは「報告第３号」について、ご説明申し上げます。 平成２４年度川本町農業公社事業実績及び決算、平成２５年度事業計画及び予算につきまして、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、ご報告するものであります。 なお、この報告は９月２０日の公社理事会、５月３１日の公社評議員会により何れも承認された内容であります。それでは、１ページをご覧下さい。 先ず最初に公益法人制度に関連する法律が施行され、平成２５年４月から財団法人川本町農業公社から公益財団法人川本町農業公社へと変更になっております。平成２４年度の事業報告でございます。農業公社は地場産農産物を生産拡大し消費者へ新鮮で安心安全な農産物を供給できるしくみづくりを展開するために、就農者に対して農産物栽培研修や巡回指導を行い、農産物直売施設への安定的に出荷できるよう取り組んでまいりました。また、白紙委任により担い手農地を利用権設定する事で、食糧供給と優良農地の確保に努めるなど、本町の農業の振興を図ってまいりました。 本事業としましては、６つの事業に分けて記載しております。

番外谷川産業振興課長　まずは、農地利用集積円滑化事業でございますが、農業公社は農地所有者から利用権設定の申し出を受け、白紙委任契約を締結し所有者に代理して担い手と農用地利用集積計画を作成し、町へ申し出を行います。２４年度は農業組合法人「なかごく楽農一家」設立などにより、農地所有者代理事業が３８件、１６．３haの白紙委任契約を締結し、農業者戸別所得補償の規模拡大加算交付金の申請手続きも行いました。

次に、２ページをご覧下さい。農地売買等事業につきましては、農地所有者から農業公社へ中間保有し受け手に貸し付けたのが１２．５haあります。そのうち５．９haにつきましては契約期間満了に伴い再契約をしたものになります。

次に（２）のところでありますが、営農指導事業でございます。就農者の就労の確保と所得向上を目的に、少量多品目に取り組む生産者へ栽培指導や講習会を開催したり、営農指導員が直接生産農家を巡回指導しております。「インフォメーションセンターかわもと」での川本町内生産者による２４年度の販売総額は３ページに記載してありますが、４２，７５３，６０２円であり、インフォメーションセンターの総売上のほぼ４分の１を占めております。

５ページに、平成２４年度の町内産品売上実績を載せておりますので、後ほどご覧下さい。

次に、農作業受託斡旋事業でございます。農業公社が所有する大豆作業用農機具をＪＡに貸し出し、ＪＡが窓口となって大豆販売と受託農作業を実施し、作業料金の１０％を公社に納めていただいております。因みに川本町では２４年度約４７ａで行っております。６ページに大豆機械利用料明細を載せておりますので後ほどご覧下さい。

次に、農産物生産拡大事業でございます。環境に配慮した安心安全な農作物の生産拡大を図るため「エコファーマー」や「環境を守る農業宣言」を認定制度取得者に対して堆肥を使用した土づくり技術の導入を推進し、堆肥購入助成を実施しました。１５戸に対して１６０，８６０円を助成した川本の特産であるエゴマ生産拡大支援のため、野菜移植機並びに脱粒機を購入し、川本エゴマの会へ無償貸与し２５年度からは利用を開始しております。

次に、有害鳥獣対策でございます。町の委託事業として町内パトロールや出没時にはロケット花火等による追い払い等を行っております。また、ロケット花火では効果が出にくいところもあるため、より大きな音を発する煙火が取り扱えるように町民の皆さんを対象とした取り扱い講習会を開催し、述べ６５名の方が受講されました。

次に（６）の管理・その他では、法律改正に伴う公益法人への移行のため定款、財務処理、関係機関等との協議を進め、２５年４月に移行しております。

次に、平成２４年度の決算について説明致します。７ページから８ページの正味財産増減計算書をご覧下さい。

番外谷川産業振興課長	まず一般正味財産増減の部ですが、経常収益として基本財産受取利息は基本財産の定期預金利息になります。 事業収益について、①の農地利用集積円滑化事業の１８６，９５１円は、農業公社が中間保有をしております農地の賃貸料となっております。②の農作業斡旋事業１５０，３１８円は、ＪＡさんへの大豆の機械を貸し出しておりますので、その利用料になります。 続いて、３の補助金等ですが、②の受取町委託料１，５１５，１０２円は川本町より３つの事業を受託しております。事業収益ところで申しますと①の農地利用集積円滑化事業、④の担い手育成・集落営農事業、⑥の有害鳥獣対策事業に該当しております。 次に計上費用ですが、こちらは事業収益のところで言います①から⑥までの事業費及び職員の人件費を総計して計上してあります。事業費合計は８，９９３，６７２円となります。 続いて、８ページをご覧下さい。管理費ですが、こちらは事務関係の経費等を計上しております。合計で２，２０４，５３５円となっております。従いまして経常費用の合計が１１，１９８，２０７円となりまして、経常収益と経常費用の差が、－９，３２６，３０１円の当期経常増減額となっております。経常外増減の部として一般正味財産期首残高３６，３３４，２０５円から当期経常収支不足分９，３２６，３０１円へ充当した残２７，００７，９０４円が一般正味財産期末残高となっております。 指定正味財産につきましては、基本財産の３００万円のみの計上となります。 続いての９ページの貸借対照表について、まず現金等の流動資産ですが４，３４３，２０６円となっております。固定資産ですが基本財産特定預金、運用財産として地域農業振興資金の定期預金、長期貸付金等の合計が２７，３３７，７３３円となっております。よって資産の合計額が３１，６８０，９３９円となります。 続いて、負債の部ですが、流動負債として借受金と固定負債として町からの長期借入金があり負債の部の合計が１，６７３，０３５円となっております。 続いて、正味財産の部ですが、指定正味財産として基本財産の３００万円となります。一般正味財産として２７，００７，９０４円ありますので正味財産の合計が３０，００７，９０４円となっております。 １０ページ目には監査報告書を載せておりますので、ご覧下さい。 次に、平成２４年度の事業計画及び予算書についてですが、まず事業計画でございます。ページ番号１１をご覧下さい。平成２５年度の重点目標を掲げております。 １つ目として、優良農地の確保と担い手への農地集積を進め、農業経営の拡大と経営の安定を推進する。 ２番目として、認定農業者、農業生産法人など新たな担い手の確保と売れ

番外谷川産業振興課長　る農産物作りに取り組み関係機関と連携し多様な担い手の育成を図る。
３番目として、農業者へ農業知識の普及や技術指導を実施し、少量多品目生産に取り組む生産者の育成と農産物の生産拡大を図る、としております。
これらの目標を達成するため５つの事業に分けて予定しております。
最初に、農地利用集積円滑化事業ですが、より多様な担い手に優良農地の面的集積の推進を図ってまいります。平成２５年度は農地所有者代理事業で５ｈａ、売買等事業で１１ｈａを目標としております。
次に、営農指導事業については、消費者が求める農産物の生産販売の拡大を勧め、農家への巡回指導や研修会等を通して生産意欲の向上を図り、農業者の就労の確保と育成を図ってまいります。１２ページに具体的な取り組みを記載しております。
次に、農作業受託斡旋事業ですが、水稲農作業受託の斡旋と利用調整を行います。また公社所有の農業機械の貸し出しにより大豆の生産販売の拡大に繋げていきます。
次に、農産物生産拡大事業ですが、環境保全型農業を実践する生産者の実証栽培等により、効果のある生産技術や輪作体系等を推進してまいります。その為の肥料助成等も今年度も引き続いて行っていきます。
次に、有害鳥獣対策事業につきましては、引き続き緊急雇用を使いましてパトロール等に努めてまいります。
次に、１３ページの収支予算書について、ご説明申し上げます。
まずは、一般正味財産増減の部ですが、経常収益として基本財産受取利息並びに事業収益としての公社が中間保有する農地の賃貸料として①農地利用集積円滑化事業、それからＪＡに貸し出している大豆の機械の利用料としての農作業斡旋事業となっております。更に補助金については、２５年度も緊急雇用事業を一部活用した農作物生産拡大事業と有害鳥獣対策事業を受託を実施する事になっております。経常収益合計が１５７万円と見込んでおります。
次に、経常費用でございますが、先ず事業費としまして各事業ごとに職員の人件費や資材費、消耗品費等を計上しております。事業費の合計が１０，０９７千円になっております。
次に、１４ページの管理費についてですが、こちらは事務関係の経費及び職員の人件費を計上しており２，３９２千円となっております。よって経常費の合計が１２，４８９千円となっております。
従って経常収益と経常費用との差額のマイナスである１０，９１９千円が当期経常増減額となります。このマイナス分については一般正味財産から充当する事になります。一般正味財産期首残高が１５，４３９千円となります。
続いて、指定正味財産の残高３百万円は変わりありません。
この指定正味財産と一般正味財産を合わせた正味財産期末残高が１８，４３９千円となっております。
少し長くなりましたが、川本町農業公社の平成２４年度事業報告決算並び

番外谷川産業振興課長　に平成２５年度事業計画及び予算について報告をさせていただきました。
　以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議　長　　以上で報告理由の説明を終了致します。

々　　ここで暫時休憩を致します。

（午前１１時２０分）

々　　ここで全員協議会に切り替えます。

（全員協議会へ切り替え・・・議案第４１号から議案第５７号及び報告第１号から報告第３号までを各議案順・報告順に全員協議会として審議・質疑）

　以上をもって全体審議、質疑を終了致します。

々　　これより本会議を再開致します。　（午前１１時３５分）

々　　続いて、日程第２６「請願第２号・請願第３号」の件を議題と致します。

々　　本日までに受理しました請願は、お手元に配布しております「請願文書表」のとおりであります。

　会議規則第９１条第１項の規定により、所管の常任委員会に付託致しましたので、ご報告致します。

々　　以上で、本日の議事日程はすべて終了致しました。

々　　本日は、これをもちまして散会と致します。

　ご苦労様でございました。

（午前１１時３６分）

この会議録は、川本町議会事務局長　宇山 廣繁　が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員